

公益社団法人丸亀市シルバー人材センター会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人丸亀市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額 2,000 円とする。
- (2) 特別会員の会費は、年額 2,000 円とする。
- (3) 賛助会員の会費は、年額一口 5,000 円とする。
- (4) 前各号の会費については、病気その他特別な事由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日等)

第3条 会員は前条の会費を一括して、毎年4月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

- 2 会費は、年度途中で会員になった場合にあっても年額納付とする。
- 3 既納の会費は、年度途中において、会員の資格が消滅しても返還しないものとする。

(会員証の発行)

第4条 会費を納付した会員に対しては、会員証を交付するものとする。

(会費の使途)

第5条 会費は、一事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。